

評価

事業の概要

1990年代のODAをめぐる動き

政府開発援助（ODA）をめぐる国内外の情勢は、1980年代末の東西冷戦構造の崩壊以降、めまぐるしく変化してきました。ODAが取り組むべき課題は、基礎生活分野の必要性の充足や、経済、社会インフラの整備に加えて、旧社会主義諸国などに対する市場経済化支援や、環境、人口、エイズ、ジェンダー*、貧困、麻薬といった地球規模の課題への取り組みもいっそう重要性を増すなど、多様化しています。

また、1990年代に入ると国連開発計画（UNDP）、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）などでは、経済開発を開発の最終目標ではなく、人間開発の手段のひとつと位置づけるようになりました。そのため、開発の達成度を計る尺度も、マクロ経済的側面ではなく、人間生活に密接に関係した保健医療や教育のサービスを、国民一人一人がどの程度享受できているかといった状況から開発度を測定することが主流となっています。このようなマクロレベルの経済成長の効果を国民一人一人にいきわたらせることに主眼を置いた、新たな人間中心の視点が導入されるにつれ、こうした観点からの援助の質の向上が重視されてきています。

このような状況を背景として、わが国でも1992年には政府開発援助大綱（ODA大綱）が制定され、人



タイ第三国研修「農村生活向上における女性の役割」の終了時評価。
カンボディアから参加した婦国研修員へのインタビュー

道的見地、相互依存関係の認識、環境保全、自助努力支援などを柱とする日本のODAの基本的指針が明確に示されました。

また、その後1997年以降のわが国の財政事情とも相まって、「ODAの量から質への転換」の重要性が強まり、98年1月に取りまとめられた「21世紀に向けてのODA改革懇談会」の報告書でも、転換期を迎えたODAの現状を踏まえつつ、日本がめざすべき援助の将来像の実現へ向けて、質の向上の必要性が確認されています。加えて、同報告書ではODAの客観性および透明性を高めるため評価活動をさらに拡充すべきと提言されています。

JICAの事業評価活動

効果的、効率的かつ透明性の高い援助を実施するには、開発途上国・地域の実情に合った協力を時宜を得て適切に行う必要があります。また、協力の終了後に援助の効果を確認し、その結果得られた教訓・提言を、新規援助案件の計画立案や実施に役立たせることも重要です。

JICAはこのような観点に基づき、1981年7月にJICA事業の評価のあり方を検討する「評価検討委員会」を設置しました。その後1988年に、企画部内に評価手法の開発などJICA事業に対する評価活動の専門担当部署として評価室が設置され、90年に評価監理課へ改組のあと、96年10月には現在の評価監理室となりました。

事業評価の目的

ODAにおける評価は、開発政策、開発戦略、プログラム、プロジェクトを体系的かつ客観的に評価し、それらがもたらした結果や効果を測定するものです。このような観点から、DACでは1991年に評価の尺度となるべき5つの基準（実施効率性、目標達成度、効果、妥当性、自立発展性）を定め、加盟国の承認を得て採択されました。

JICAでも、この評価原則に基づいて個々の協力案件の目標達成度、効果、自立発展性などを確認するために評価が行われます。また、評価の結果、必要に応じ追加支援をしたり、評価を通じて得られた教訓・提言をプロジェクト・サイクルにフィードバックし、事業の改善に反映させています（図表3-16参照）。

フィードバックでは具体的には次のようなことが行われます。

- ①協力中の案件については、当初計画した目標をどの程度達成し、所期の成果を上げているかを調査し、その評価結果によっては、協力の計画や方法を変更したり、協力期間を再検討したりします。

- ②協力終了後の案件については、必要に応じ専門家の派遣や機材の修理、スペアパーツの供与などの追加支援をしたり、評価から得られた教訓を整理し、新たな案件の形成や実施方法の改善にフィードバックしたりします。

評価5項目

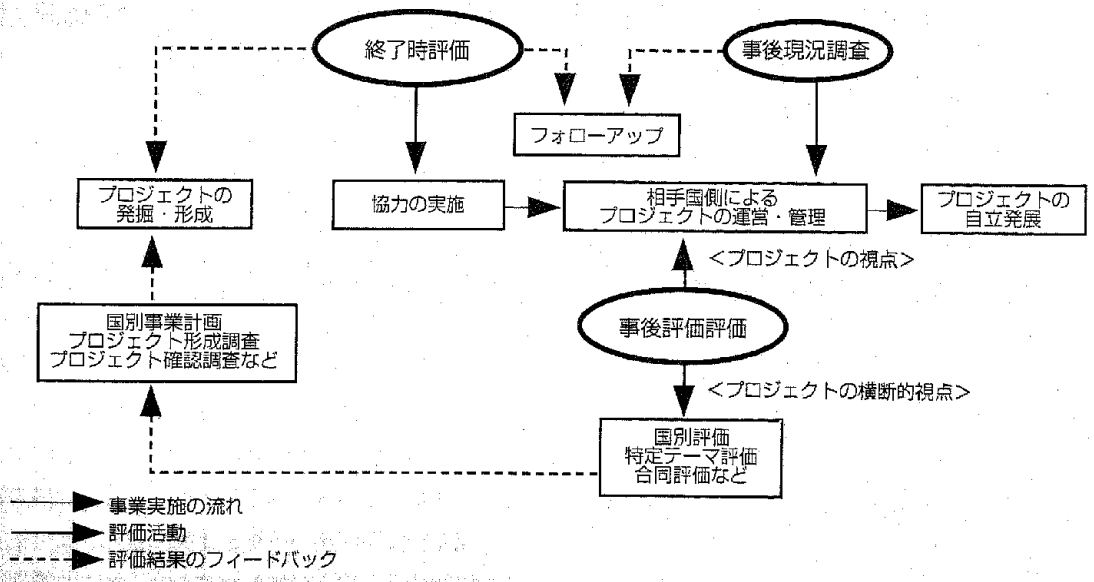
①効率性
プロジェクトの「投入」と「成果」の関係を分析することにより、協力方法・時期・期間・費用の適切度などを評価します。

②目標達成度
当初計画されたプロジェクトの目標または途中で修正された目標に対して、プロジェクトの「成果」の達成の度合い、およびそれが「プロジェクト目標」の達成にどの程度結びついたかを評価します。

③効果（インパクト）
プロジェクトが実施されたことにより生じる直接

注) プロジェクト・サイクル…プロジェクトの発掘・形成を含む計画立案、プロジェクトの審査、実施、モニタリング、評価とそのフィードバックまでの一連の周期過程。

図表3-16 プロジェクト・サイクルの流れの中の評価の位置づけ



的、間接的なプラスとマイナスの効果を評価します。これには計画当初に予想されていなかった効果も含まれます。

④計画の妥当性

プロジェクトの目標が評価時においても有効であるかどうかを評価します。

⑤自立発展性

協力が終了したあとの援助プロジェクトの持続可能性を、運営管理面、財務面、技術面などの広範な側面から検討します。

事業評価の形態

終了時評価と事後評価

JICAが実施している事業評価を援助のプロジェクト・サイクルの中で位置づけると、評価調査の実施時期に応じて終了時評価と事後評価に分類されます。

終了時評価

終了時評価は、個別案件を評価対象に、協力案件の終了時に当初目標の達成度や実施の効率性、プロジェクトの自立発展性の見通しなどを確認するとともに協力の終了が可能かどうか、あるいは協力の延長やフォローアップ協力などを行う必要があるかどうかを判断するために実施される評価です。この評価は案件の実施担当部または案件の所在する国の在外事務所により実施されています。

終了時評価の実施時期は事業形態によりさまざまですが、プロジェクト方式技術協力事業による案件では協力期間終了の約6カ月前、研修事業（現地国内研修^{*}、第三国研修^{*}）案件では通常終了の1年前、専門家派遣事業（専門家チーム派遣、研究協力）案件では協力期間終了の4～6カ月前、また無償資金協力案件では施設完工後1年以内に実施されています。

事後評価

事後評価は、協力が完了したあと一定年月を経過した案件を対象に実施します。評価の範囲は、案件の計画の作成段階から協力相手機関によるプロジェクト終了後の運営管理段階までをも含みます。この評価では、案件の協力効果や自立発展性などの評価基準に基づき、終了時評価の時点で確認された内容とも比較しながら、どの程度プロジェクト目標が達成されたかを評価します。

事後評価から得られた教訓・提言はプロジェクトの運営管理の改善に寄与するばかりでなく、新規案件の形成にもフィードバックされています。評価結果が取りまとめられたあとには、相手機関の関係者を対象としてセミナーを開催して評価結果をフィードバックする場合があります。

この評価調査は主として評価監理室が独自に実施しますが、一部の評価調査では案件を実施している国のJICA在外事務所などにより行われる場合があります。

事後評価は、主として「評価者」「対象案件・セクター」および「評価結果のフィードバック先」で分類すると、次の4種類があります。

①第三者評価

評価の客観性・透明性を確保し、より幅の広い視点からの評価を行うために、外部の学識経験者、報道関係者または民間有識者などの協力を得ながら実施しています。

②合同評価

案件の協力効果、問題点などについて被援助国の関係者と合同評価を行う場合があります。双方で共通の認識を得ながら評価結果を事業計画作成や実施に反映させています。

また国際機関（国連プロジェクト・サービス機関：UNOPS、世界銀行）、先進国援助機関（カナダ国際開発庁：CIDA、ドイツ技術協力公社：GTZ）、日本の援助実施機関、NGOなどとも合同評価を行い、相互で援助実施の手法を比較検証し、より効果的な援助のあり方を模索しながら、これらの機関と

の連携強化を図っています。

③国別評価

評価対象国の経済・社会開発政策やそれに対するわが国を含む各ドナー、国際機関の援助政策の動向を分析するとともに、その国の重点セクターの開発への取り組みと同セクターに対する支援の状況を分析した上、JICAの各重点セクターに対する協力アプローチが適切であったか、あるいはJICAがプログラム・プロジェクトレベルでどのような協力効果を上げたのか、また協力実施上の構造的な問題は何であるかなどについて評価調査を行うものです。評価結果については、教訓・提言として整理し、今後の評価対象国に対する事業計画の策定や事業実施の改善に反映させています。

また、評価実施国でセミナーを開催し、評価結果を相手国政府関係者やプロジェクト関係者に対してもフィードバックしています。

④特定テーマ評価

通常、特定国の重点分野や特定の地域に共通する分野・課題（例：環境、教育、貧困）、あるいは特定の援助形態（例：第三国研修）などからテーマを選定し、幅広い視点から評価し、その結果を将来の案件形成や事業実施の改善に反映させるものです。

事後現況調査

JICAは、1989年度からプロジェクト方式技術協力、無償資金協力、技術協力機材供与の3事業について、在外事務所を通じて、協力終了後一定期間を経過した案件の現況を定期的に調査する「事後現況調査」を実施しています。

事後現況調査は、協力終了案件の組織、施設、機材、実施効果について、案件の現状を調査するものです。その調査結果は終了案件の現状把握や、専門家派遣、修理部品の購送など、必要なフォローアップやアフターケアなどの追加支援の検討のための基礎資料となっています。

評価結果の公表

JICAでは、事業の透明性を高める取り組みの一環として、評価結果を『事業評価報告書』に取りまとめ、1995年度から公表するとともに、98年度からは、同書の要約をホームページ（日本語および英語）で国内外に公開しています。

事業の実績

1998年度評価事業実績

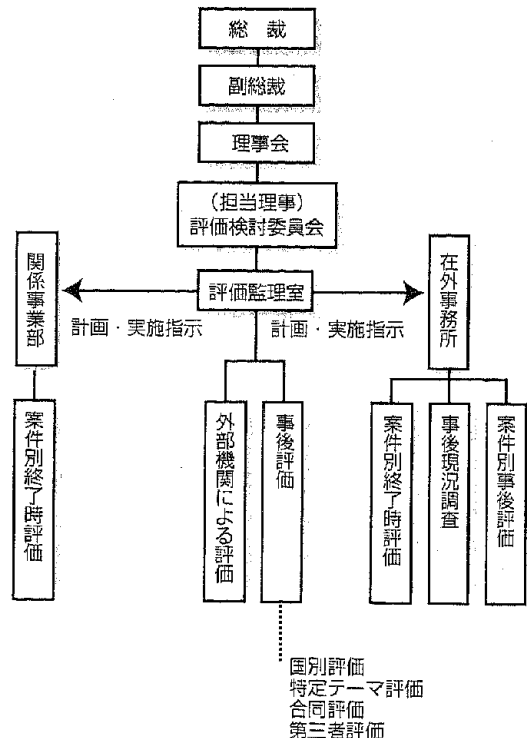
1998年度評価事業実績は以下のとおりです。

終了時評価調査：調査実施件数 91件（調査対象案件92件）

①本邦派遣終了時評価調査 64件（65案件）

研修員受入7件、専門家派遣7件、社会開発協力11件、保健医療10件、農業開発8件、林業水産開発7

図表3-17 JICAにおける事業評価の実施体制



件、鉱工業開発7件、無償資金協力7件
②在外事務所終了時評価調査 27件 (27案件)

金協力、技術協力関係機材を対象に51在外事務所、
9駐在員事務所を通じ調査を実施

事後評価調査：33件

①本邦派遣事後評価調査 15件

国別評価2件 (バングラデシュ第1次、第2次)、合同評価3件 (OECD第1次・第2次、NGO)、特定テーマ評価4件 (南西アジアWID/ジェンダー第1次・第2次、ザンビア無償自立発展、ケニア野生動物保護)、第三者評価6件 (マレーシア・シンガポール工業分野、PNG・フィジー第三国研修、パラグアイ職業訓練、エジプト船員教育、セネガル職業訓練、ケニア・タンザニア米作分野)

②在外事務所事後評価18件調査 (26案件)

セミナー開催：3件

- ①タイ合同評価「都市交通・都市計画」セミナー
- ②象牙海岸共和国・地方医療整備計画セミナー
- ③ヴェトナム・青年招へい事業セミナー

事後現況調査：プロジェクト方式技術協力、無償資

Close Up

パラグアイ職業訓練センター第三者評価

報道関係者が人造りの現場を「第三者」の目で

JICAでは1998年度には報道関係者による評価件数を5件に増やし、国民の目を代表する客観的な評価の実施へ向けいっそうの努力を行うとともに、完成した第三者評価報告書は全文を公表しました。時事通信社長澤孝昭商況部次長による第三者評価では、南米地域の人造り協力の代表的な事例である「パラグアイ職業訓練センター (CEV)」プロジェクトを評価対象に取り上げています。

農業国パラグアイは30歳未満が人口全体の70%を占める「若者国家」で、若年層の労働市場への参入が今後ますます見込まれていますが、受け皿である国内の地場産業の発達は遅れ、南米南部共

同市場 (MERCOSUR) の進展という重大な岐路を迎えています。

CEVは、協力終了後20年間の歳月と厳しい予算事情のなかで、日本で研修を受けて帰国した研修員の定着率は100%で、日本が供与した機材・工具の95%が今でも現場で使用されるなど、日本人専門家や指導陣が同センターに根づかせた機材管理の精神とパラグアイ側の適応力が高く評価されました。他方で機材の更新や指導技術面では、時代の要請に的確にキャッチアップできていないとして、指導陣の高齢化、技術向上に対するセンター側の危機意識の低さなども指摘されました。



パラグアイ職業訓練センター前景

長澤次長は結論として同プロジェクトを、日本のやり方に現場レベルがうまく適応し所期の目標は十分達成された成功事例と評価しながら、今後はパラグアイ政府が援助のみに依存せず、自助努力により変化する経済情勢に適合した職業訓練施策を行うことが重要と提言しています。

フォローアップ



フォローアップ協力でインドネシア国営放送局の機器修理を行う技術協力専門家

事業の概要

わが国による協力の終了後は、個々のプロジェクトは開発途上国自身の手によって、維持、運営がなされることになっています。しかし、協力終了後に供与機材の故障や相手国・実施機関の運営費の不足などの問題が生じて、プロジェクトの運営に支障を来すことがあります。

したがって、協力終了後の案件の現状を常に把握し、必要な場合にはフォローアップ、アフターケア事業として協力相手機関の自助努力支援を促し協力終了後案件の効果を確保し、さらに持続・発展させていく必要があります。

また、わが国で研修を受けた人々とのつながりを継続的に保つため、あるいは協力が終了した数年後にプロジェクトの持続性や技術移転の波及効果を高めるために行う追加的な協力も行っています。

事業の種類と実績

研修員受入事業のアフターケア

帰国研修員同窓会が71カ国で結成されており、日本とそれぞれの国の架け橋になっています。最近では交流のレベルにとどまらず、たとえばスリ・ランカやパキスタンの帰国研修員同窓会のように、自国の無医村への巡回診療を行うなど、その国の社会開

発活動に積極的に取り組む同窓会も出ています。このような活動には、JICAも研修事業のアフターケアの一環として助成金を出して支援しています。

また1999年3月にはメキシコの帰国研修員同窓会が設立20周年を迎えたことをきっかけに、メキシコ同窓会がホストとなって、中米・カリブ地域の帰国研修員同窓会の代表者をメキシコシティに招へいし、「中米・カリブ同窓会地域連絡会」が開催されました。

この連絡会では、各国の同窓会活動が発表されたほか、今後の合同活動や地域間協力（南南協力）への展望についても活発な意見交換が行われ、JICA事業での同窓会メンバーの活用の可能性を見いだした意味で貴重な連絡会となりました。

青年招へい事業のアフターケア

青年招へい事業では、招へい青年が日本滞在中に培った友情と信頼の絆をさらに深めるために、交流した日本の青年やホストファミリー、関係機関担当者からなるアフターケア・チームを各国に派遣しています。

1998年度は、フィリピン、タイ、マレーシアの3カ国へ派遣し、帰国青年たちとの再交流を図りました。参加メンバーは、帰国青年の職場を訪問してその活躍ぶりを見たり、ホームステイをしたりしましたが、どこでも大歓迎を受け、心温まる再会のときとなりました。

また、ASEAN地域では帰国青年の同窓会活動も



青年招へい事業ASEAN諸国同窓会交流連絡会



活発であり、JICAは助成金を出してその活動を支援しています。青年招へい事業の同窓会では、年1回の相互交流連絡会のほか、各同窓会独自の事業として日本との交流事業、ジャパンフェスティバル、写真・絵画展の開催などに取り組み、招へい国と日本の橋渡しとしてのみならず、自国の社会福祉事業や青少年育成という新たな役割も果たしています。

青年招へい事業に始まった日本と各国の友情の輪は、アフターケア事業によってさらに大きく広がっています。

● 機材供与事業、無償資金協力事業のフォローアップ

機材供与事業や無償資金協力事業によって供与された機材や整備された施設が、相手国の財政の悪化により維持管理が困難になったり、自然災害により損傷したりすることがあります。このため、せっかく移転した技術が有効に活用されなくなったり、施設や機材本来の機能を十分発揮していないケースもあります。JICAはこれに対し、追加的な支援や、機材、施設の修理をフォローアップ事業として行い、プロジェクトや移転した技術が機能を回復し、持続的な発展を保てるよう支援しています。

たとえば、わが国は1988年にインドネシアの国営テレビ放送局（TVRI）が、独自に取材したニュース

や海外から配信されるニュース、映像などを編集して、報道番組を制作するのに必要な編集用機器の整備のために、5億200万円の無償資金協力を実施しました。

その後TVRIは、JICAの技術協力専門家の指導と助言も得つつ、この協力により整備された編集機器を用いて多くの報道番組を制作し、また機器の維持管理も適切に行っていました。

しかし、機器の供用開始後、相当の時間が経過して、補修が必要となった時期に、インドネシアは経済危機に見舞われ、同局が独自に修理を行うことが困難となってしまいました。そのため、インドネシア政府は機器修理のフォローアップ協力をわが国に要請しました。

これを受けてJICAは、機器の状況を詳しく調査するため技術者を現地に派遣し、その調査結果に基づき修理に必要なスペアパーツを供与するとともに、修理のための技術者を派遣し1カ月に及ぶ修理と保守管理の指導を行いました。このフォローアップ事業に要した経費は1850万円程度でしたが、修理の結果、TVRIは再び良好で安定した画質で制作が行えるようになり、8000万人ともいわれる同国のテレビ視聴者に、国内外の最新のニュースや情報を鮮明な映像や音声で提供できるようになりました。

また、フィジーでは、空調設備の需要・普及が急激に拡大したために、1992年にJICAの「空調技術」集団研修コースに参加したフィジー技術学院の教員が、同国のみならず周辺島嶼国からも集まった生徒に対し技術指導にあたっています。しかし、同学院が保有する教育用の空調設備は、数も不足し、かつ旧式で、生徒に対する実践的な指導には適さなくなっていることから、空調技術指導用機材の供与がわが国に対し要請されました。このため調査団を派遣し、同学院での技術教育の現状、生徒の卒業後の就職状況、帰国研修員の活動などを調査した結果、帰国研修員が研修の成果を生かして空調技術を同国内に定着させていくには実習指導用の機材が必要であることが確認され、そのための機材を供与することとなりました。

プロジェクト方式技術協力事業の フォローアップ、アフターケア

プロジェクト方式技術協力事業の協力期間が終了した際、一部の分野で設定していた目標が達成できないのを補ったり、その効果発現や自立発展性を確保したりするために、当初予定していた協力期間を1～2年延長してフォローアップする場合があります。また、終了後2～3年経過した案件に追加的な機材供与や専門家の派遣を行い、アフターケア事業としてプロジェクトの再活性化を図る場合もあります。

たとえば、わが国は、サンゴ礁資源の維持増大を通じてトンガ国民への安定的なたんぱく質の供給を行うために、無償資金協力により「トンガ水産研究センター」を建設しました。また、その施設を利用して、①魚類養殖、②貝類種苗生産と放流、③サンゴ礁内の資源管理について技術協力を行うために、「水産増養殖研究開発計画」として1991年から96年までの5年間、プロジェクト方式技術協力事業を実施しました。協力の終了に際し、貝類の増養殖と資源管理についてのフォローアップが決定されました。2年間の活動の結果、ヤコウガイの種苗生産体

制が確立し、また村落海中飼育場を利用した村民参加型の資源管理が実践されました。さらに、シャコガイについては海外観賞魚用マーケットへの販売ルートが確立され、プロジェクト終了後の自立発展性を確保する貴重な現金収入源となっています。

またマレーシアにおいては、科学技術環境省標準工業研究所（SIRIM）内に鑄造部門を設立し、同部門が地場の鑄造企業に対する技術相談や巡回指導などの技術支援を実施できる体制を確立するために、1988年10月から5年間、プロジェクト方式技術協力事業を実施しました。

協力終了後も、同部門は地場鑄造企業に対する技術支援を継続して行っており、協力終了から1997年末までに巡回指導（78件）、試験・検査サービス（738件）、製品開発（40件）を実施したほか、1997年からは企業のニーズに合ったオーダーメイドの技術研修も開始しています。

しかしながら、協力終了後約4年半を経過し、マレーシアの工業化の進展により地場鑄造企業がSIRIMに期待する技術レベルも高まっているため、同レベルの底上げ、供与機材の修理・更新などを主な目的として、1998年度にアフターケア協力を行いました。また、同年度から、SIRIMの鑄造担当者を主な対象とする鑄造分野の国別特設研修コースが5年間の予定で開始されており、アフターケア協力との相乗効果が期待されています。

開発調査事業のフォローアップ

開発調査事業のフォローアップ調査は、開発調査事業をいっそう効果的、効率的に実施するために、調査済みの案件のその後の進展状況を把握し、その結果を今後の開発調査の実施に反映することを目的として行っています。

モンバサを中心とするケニアの南部地区は、同国の第5次国家開発計画の重点地区に指定されています。その開発を効率的に進めるために、開発計画の基礎となる国土基本図の作成が1991年3月まで行われ、基本図はケニア政府に提出されました。この基

本図の活用状況を調査するため、1998年度にフォローアップ調査団を現地に派遣しました。その結果、基本図は公共事業省、水資源省、農業省、エネルギー省、観光省、運輸通信省などの省庁や、電力公社、水・送水管公社などの政府関係機関、またほかのドナーや民間企業も含めてこれまで合計で1万5000枚近くが販売されていることがわかりました。

同時に、調査団は、販売された基本図の活用状況も調査しました。その結果、たとえば世界銀行が融資しているナイロビーモンバサ間道路改修プロジェクトや、モンバサーキスム間の石油用パイプラインの設置に、この基本図が利用されていること、また1999年8月ごろ実施予定の国勢調査で、この基本図が使われる予定であることなど、開発調査事業により作成された基本図は大変有効に活用されていることが確認されました。

● 青年海外協力隊派遣事業のフォローアップ

青年海外協力隊派遣事業では、所定の協力期間を終了したチーム派遣プロジェクトで、その後の社会・経済状況の変化などにより、引き続き補完的な協力が必要な場合には、相手国からの要請に基づき後続の隊員を個別に派遣し、協力効果の継続的な増大を図っています。

たとえば、パラグアイの「プラスガライ入植地開発振興計画」プロジェクトでは、1987年11月から1994年10月の7年にわたりチーム派遣を行い、野菜（トマト、キュウリなど）や果樹（オレンジ、マンゴーなど）の栽培技術などを普及させ、パラグアイ人入植者の農家の生活向上に貢献しました。プロジェクト終了後も、同地域への栽培技術の普及と病虫害対策のために、野菜隊員、果樹隊員、病虫害隊員などの派遣を継続したほか、現在では野菜隊員による有機栽培農法やビニールハウス栽培などの普及を図っており、協力隊員の協力活動に対するフォローアップの好例といえます。

他方、青年海外協力隊派遣事業の目的のひとつである「協力隊経験の日本社会への還元」という観点

から、JICAは帰国隊員が組織している都道府県別、分野別のOB・OG会への支援や、専任の進路相談カウンセラーによる帰国隊員のスムーズな社会復帰支援などの活動を行っています。

調査研究



活発な議論が行われた金融研究会

事業の概要

援助の課題が、従来の生産力の増強に直接貢献する分野から、保健医療、教育、環境など社会開発分野へと多様化し、さらに近年は、貧困、民主化、女性と開発など新しい角度からの検討を要する問題が援助の対象として重要性を増しています。

調査研究の目的は、援助の課題が複雑化、多様化するなか、今後のJICA事業の方向性を提案するとともに、事業の効果的・効率的実施に貢献することにあります。そのために、事業の方向性や援助戦略に関する研究、事業改善のための知識、ノウハウの

整備と開発などの研究を実施しています。

事業の種類と実績

開発途上国は、自然条件、発展の段階などによりさまざまな特徴があります。援助をする側は、おのこの国の性格をよく把握して、最も必要性の高い分野に、最も適切な方法で援助をしなければなりません。

JICAでは、1986年度から毎年3、4カ国（地域）を対象に国別援助研究会を設置し、中・長期的な観点からそれぞれの国への援助のあり方を検討し、提

Close Up

重要度増す法制度づくり

法制度整備というと、国際協力のテーマとしてなじみの薄い分野ですが、国が発展するためにはきちんとした法律が整備され、公平公正に執行されることが重要な鍵となります。不正が横行し、取引のルールが守られず、いわんや身の安全が確保されない状況では民主的な国造りはおぼつきません。

特に近年、途上国の民主化促進や日社会主義諸国の市場経済体制への移行を支援する上で、法制度づくりが重要な要素であるとの認識が高まっています。国民の政治参加、効率的な行政、投資環境の

整備などを促進する上で、法制度整備は国造りの基本であるともいえます。こうした考えから、多くの海外の援助機関がさまざまな形で法制度整備支援を実施しており、JICAも専門家派遣によるこの分野の協力を始めています。

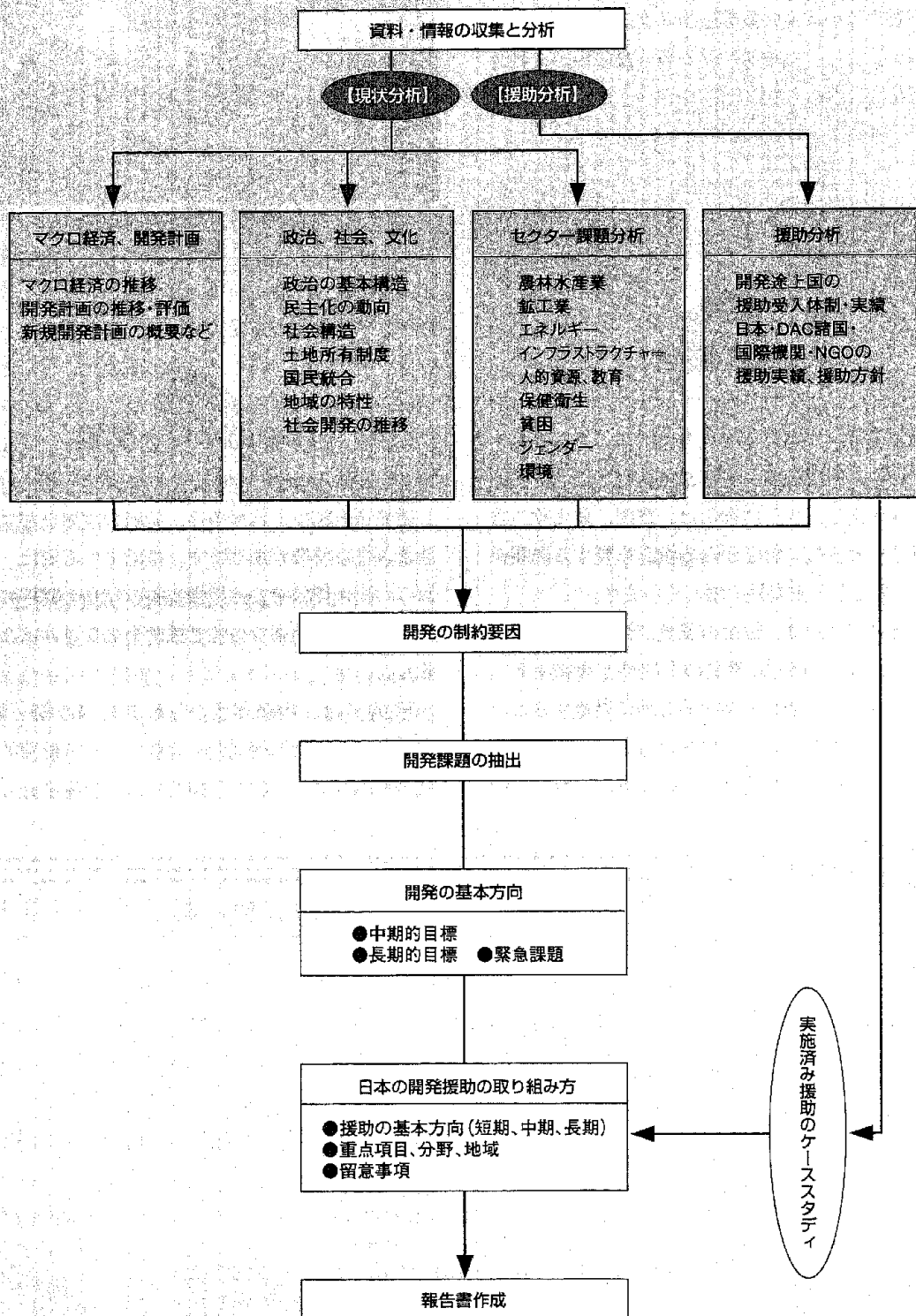
こうした状況を背景に、この分野での国際的な実務経験と研究実績を持つ佐藤安信弁護士（元欧州復興開発銀行法務部）を中心に、国際的な法制度整備支援の動向やその方法を調査・分析し、わが国の今後の協力のあり方を検討した結果を、『法制度整備支援に関する基礎研究

報告書』として取りまとめました。

また、この研究の成果も踏まえ、学識経験者や国際機関職員などを講師として、1998年9月22日に「途上国に対する法制度整備支援」と題するセミナーを開催し、法制度整備支援の世界的動向とわが国の支援のあり方について、講演とディスカッションを行いました。このセミナーの記録は、『国総研セミナー・シリーズ（98-1）途上国に対する法制度整備支援』として取りまとめられています。

法制度整備支援に関する基礎研究

図表 3-18 国別援助研究の流れ



言として取りまとめています。

そのほか、①わが国の過去の経験、知識または他の先進国の援助手法を調査し、途上国援助に活用するための研究、②過去の技術協力の経験を体系化して援助の教訓を引き出すための研究、③国民参加型の国際協力を推進するための具体的な方策を検討するための研究、④途上国が経済、金融などの政策を実施する際に必要となるノウハウや体制面での協力の方法、その実施体制を整備するための研究を行っています。

1998年度の調査研究の実績は図表3-19のとおりです。

調査研究の成果は、JICA事業の指針づくりや協力手法の改善、専門家養成研修教材の基礎資料として、また技術移転のための国際的な会合にも幅広く活用されています。

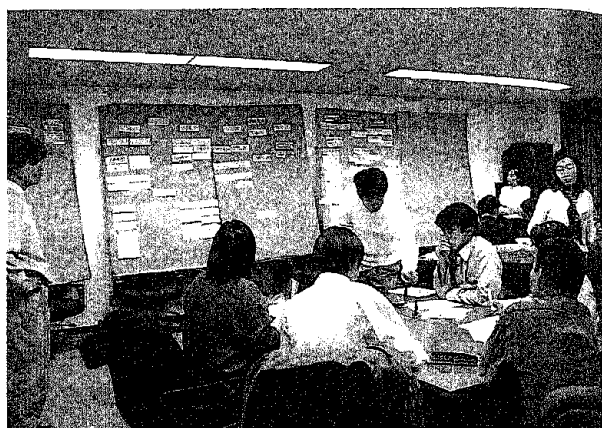
1998年4月には、国内外から官民の有識者を招いて、外務省、厚生省、海外経済協力基金（OECF）、財団法人国際開発高等教育機構との共催により、技

術移転国際会議「アジアの経済危機と健康——人間中心の対応」を開催し、東南アジア諸国の通貨金融危機が人々の健康面、栄養面に与えた影響と対策について、一般参加者とともに討議・検討しました。

図表3-19 1998年度調査研究主要実績

国別援助研究	ペルー（継続） 中国（第2次）（継続） インドネシア（第3次）（継続） フィリピン（第3次）
技術移転調査研究	防災と開発に関する基礎研究（継続） サブ・サハラ・アフリカ諸国に対する先進国の協力アプローチ（英国）（継続） 人造り協力の概念整理にかかわる考察
技術協力手法調査研究	法制度整備支援に関する基礎研究（継続）
国民参加型協力推進基礎調査	地方自治体の国際協力事業への参加（フェーズⅠ）（継続） 地方自治体の国際協力事業への参加（フェーズⅡ） 開発教育
事業経験体系化研究	職業訓練・職業教育（継続） 母子保健（継続） サブ・サハラ・アフリカ地域（継続） 高等教育
政策支援型協力基礎研究	金融
特定テーマ研究強化	沖縄の地域保健医療における開発経験と途上国への適用
技術移転国際会議	南南協力支援会合 アジアの経済危機と健康——人間中心の対応 アジア・アフリカ国際開発研究ネットワーク会議

技術協力専門家 養成・確保



NGO-JICAの合同ワークショップの分科会

事業の概要

技術協力は「人から人」への心のふれあいを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴を持っています。このため、技術協力の成否は、技術を移転する専門家の資質いかんによるといっても過言ではありません。

また、近年の技術協力は、旧社会主義国に対する民主化支援、金融・法制度の整備など新たな課題への取り組みが必要となっており、協力の内容も複雑化、多様化するとともに高度化しています。このため、十分な能力と豊富な経験を有した専門家を確保・養成することが技術協力の大切な要件となっています。

JICAでは、国際協力総合研修所がこうした役割を担っており、1983年の設立から①専門家の養成・確保、②技術協力基盤強化のための調査・研究事業、③技術情報の収集・提供事業、を3つの柱として積極的に推進しています。

事業の内容

専門家の養成

相手国のニーズに合った総合的な専門能力を持つ専門家を養成するため、次の研修を行っています。

専門家のための研修

原則として、派遣期間が1年以上の専門家を対象とするもので、次の研修があります。

①派遣前集合研修

派遣が決定した専門家を対象とする研修で、専門家の役割、現地の事情、健康管理などを内容とする2週間の一般研修と、3週間の語学研修で構成されます。1998年度は年間7回行いました。

この研修では特に、異文化理解、プレゼンテーション手法など開発途上地域でのコミュニケーション能力の向上を重視しています。語学研修も英語のほか、中国語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タイ語、ロシア語などの講座を設けています。

1998年度は、専門家702人、専門家の配偶者195人の計897人が受講しました。

②個別語学研修

追加的な語学研修を必要とする専門家を対象に、個別に実施しています。

③現地語学研修

専門家の赴任国や活動の種類によっては、英語やフランス語、スペイン語以外の現地語を習得しておく、相手とのいっそうのコミュニケーションを図れる場合があります。こうしたことから、1997年度から新たに赴任国で現地語学研修制度を実施しており、1998年度は21カ国117人の専門家が受講しました。

④個別技術研修

専門技術の補完と向上のために、国内の関係機関

で技術研修を行います。1998年度は、92人が受講しました。

技術協力専門家養成研修

近い将来、専門家として派遣される人を対象に、専門技術を移転する際に必要な知識、手法など、専門家として求められる幅広い能力を身につけてもらうことを目的としています。1998年度は年3回、各9週間の研修を実施し、155人が受講しました。

コース内容は図表3-20のとおりです。

技術協力総合研修

プロジェクト方式技術協力のリーダーと調整員を対象とするもので、プロジェクトの運営・管理を主な内容とする研修を派遣前研修の一環として行っています。

また、調整員だけを対象に、プロジェクト運営管理などを中心とした約2週間の研修を1998年度は2回実施し、計32人が受講しました。

地方自治体等との連携と人材育成

①地方自治体職員等実務者研修

地方自治体の国際協力を支援するための事業で、1998年度は1週間の実務研修と3週間の語学研修（選抜制）を東京の国際協力総合研修所で3回、大阪国際センターで1回実施し、計80人が受講しました。

②NGO-JICA 相互研修

NGO、JICA おのおののプロジェクト運営の方法を互いに学び、連携を強化することを目的に、1998年11月に国際協力総合研修所で33人が受講しまし

た。

③NGO-JICA 合同ワークショップ

NGOの活動とODAの相互理解の促進と連携を目的に、アジアのNGO 4カ国5団体、国内のNGO 13団体などを集め、1999年3月に沖縄県でワークショップを開催しました。市民向けの公開シンポジウムも開催し、約200人の来場者がありました。

④国際協力人材研修

国際協力の理解促進と将来参画できる人材を育成することを目的に、1999年3月に沖縄県とマレーシアで、2週間の日程で開催しました。沖縄県関係者、国際交流団体職員、大学院生など27人が参加しました。

ジュニア専門員

国際経験のある若い人材（青年海外協力隊経験者、JPO*など）を対象に、専門家など国際協力に携わる人材を育成するものです。1998年度は、新規に24人を確保し、継続者を含め78人の研修を国内外で行いました。

海外長期研修

国際協力に携わる人材の養成と確保のために、民間および省庁の人材、青年海外協力隊経験者、JICA職員などを対象に行う研修です。将来、実務的かつ指導的な専門家などになるために必要な技術を習得する研修を行います。

1998年度には34人を先進国や開発途上国の教育・研究機関などに派遣しました（最長2年間）。派遣者の内訳は、青年海外協力隊経験者を含む民間

図表3-20 1998年度養成研修開講コース

第1回 6.8～8.7	第2回 9.7～11.6	第3回 1.11～3.12
農業一般	海洋環境保全	農村基盤整備
林業	インフラストラクチャー	社会林業
工業・エネルギー開発	地球環境・環境アセスメント	インフラストラクチャー
技術教育・職業訓練	人口・リプロダクティブ・ヘルス	技術教育・職業訓練
教育	ジェンダーに配慮した貧困対策	都市環境・公害対策
環境衛生	社会・ジェンダー調査手法	プライマリ・ヘルスクエア

が9人、省庁が13人、JICA職員が12人でした。研修分野は、開発途上国における農業農村開発、地域開発、環境保全、公衆衛生、参加型開発などで、研修先は英国・米国の大学院・研究機関、バングラデシュ、フィリピンの国際機関事務所などとなっています。

修了者は、帰国後、開発途上国に派遣する技術協力専門家や調査団員などとして、JICAの行う事業に積極的に参画することになっています。

インターン制度の実施

開発援助分野を研究し、将来援助事業に携わる人材として期待される大学院生を対象に、JICAの在外事務所を中心に実習の機会を提供し、国際協力に対する理解を深めてもらうインターン制度を実施しています。この研修では、バランスのとれた援助人材の育成を図っています。1998年度は、タイやインドネシアなど6カ国で15人、東京や大阪など国内で22人、計37人の研修を実施しました。

専門家の確保

開発途上国からの専門家派遣要請に迅速に応え、常時優秀な専門家を確保しておくために、次のような制度を設けています。

国際協力専門員

幅広い技術協力の経験と高い技術レベルを持ち、海外業務（プロジェクト方式技術協力のリーダーなど）と、国内業務（開発調査の作業監理委員、各種研修コースリーダー、調査研究主査などのインハウスコンサルタント）の双方で中心的な役割を担う専門家を確保するものです。

1998年度は、新規委嘱の11人を加え、年度末時点で91人を確保しています。

特別嘱託

主として帰国専門家の中から、今後も派遣が見込まれる人材を派遣までの期間確保するもので、1998

年度は新たに30人を確保しました。

専門技術嘱託

高度な専門技術や知識、豊富な経験を持つ優れた人材を確保し、技術協力全般についてのアドバイスをを行うもので、現在、社会開発、鉱工業開発、農業開発の分野で各1人ずつ委嘱しています。

専門家登録制度

専門家としての活動を希望する人にあらかじめ登録してもらい、派遣要請に迅速に応えることを目的とする制度です。1998年度末現在、2563人（うち専門家養成研修などの受講者を除く一般の登録者492人）が登録されています。

専門家の公募

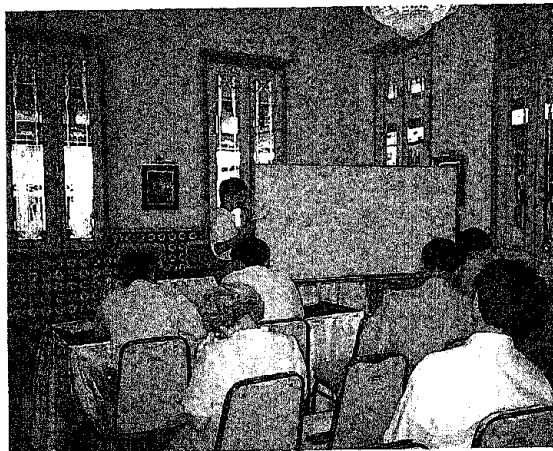
アフリカ諸国などでは、農漁村女性の支援や零細金融指導などは切実な課題ですが、その分野の専門家の確保は容易ではありません。適時適材の民間人材を国際協力の現場で積極的に活用するために、1998年度には専門家の一般公募を2回実施して、37人の専門家を確保しました。

国際協力地域連絡会

帰国専門家間の連絡・交流を緊密化し、地方の国際化や市民の国際協力への理解を促進するために、JICA国内支部やセンターと連携して国際協力地域連絡会の結成を進めています。

1998年度末時点で、全国38カ所で地域連絡会（会員約2800人）を結成しており、1998年7月には中央連絡会を開催しました。

専門家活動の 支援体制



健康相談巡回指導チームのレクチャーを聞く派遣中の専門家とその家族
(インドネシア)

事業の概要

生活環境の厳しい開発途上地域に派遣された専門家が、安心して活動ができるように、諸制度の充実をはじめ、健康管理、災害補償の面で支援することは、専門家のリクルートや事業実施のインセンティブに大きな影響を与え、将来にわたって質の高い技術協力を行う礎になります。

JICAは、次のような専門家の活動支援体制を設けています。

主な事業の種類

給与・手当など

専門家には、以下の在外諸手当の支給および国内給付がなされます。

①在外諸手当

専門家の任期中、長期専門家には、在勤基本手当、住居手当、家族手当、子女教育手当、語学手当、僻地手当、特別技術手当が、短期専門家には旅費、語学手当、特別技術手当がそれぞれ支給されます。1998年度には、60歳以上の専門家の在勤基本手当を、高齢者を取りまく社会通念と国内賃金の実態や消費性向などを勘案して、減額改訂しました。

②国内給付

日本国内での専門家の所属先の有無に応じて、所

属先人件費補填、国内俸の支給が行われますが、1998年度には、左記①と同様の背景から、60歳以上の長期派遣専門家の国内給付金額を減額改訂しました。

公費一時帰国制度

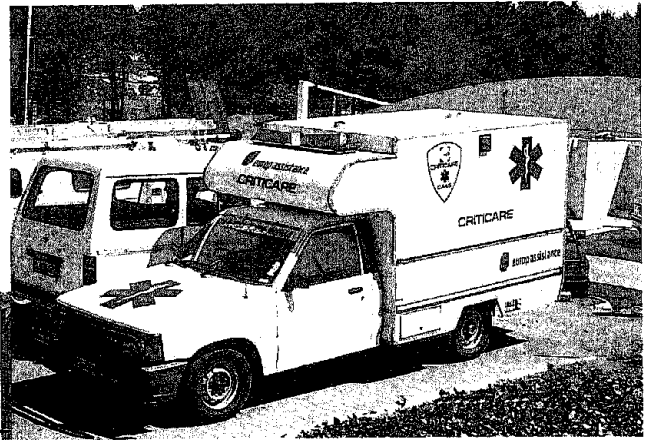
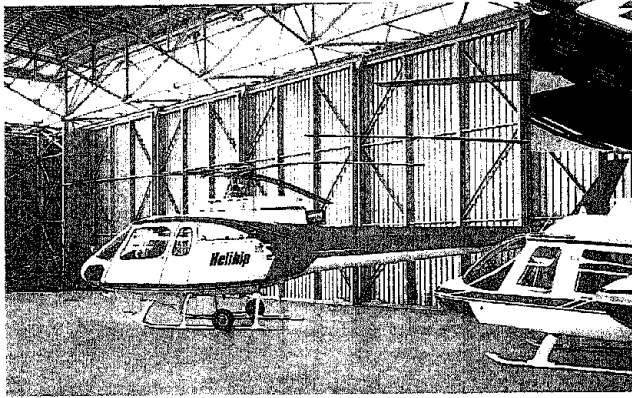
生活環境が特に厳しい地域（特定不健康地）に在勤する派遣期間が2年以上の長期派遣専門家に対して、休養および健康診断のため、2年に1回日本へ帰国できる休暇一時帰国制度を設けています。また、派遣期間が2年以上で派遣後1年を超える長期専門家に対しては、派遣期間中に1回、その専門家が所属している学会に出席し研修するための、学会出席一時帰国を認めています。また、長期専門家の配偶者や父母などが不幸にして死亡し、その葬儀が日本で行われる場合に、忌引一時帰国制度を設けています。

健康管理旅行制度

特定不健康地に長期に派遣されている専門家に対し、健康管理（健康診断、体力回復など）のための旅行制度を設けています。また、高地に勤務する長期専門家には、定期的に低地に旅行できる制度があります。

子女、配偶者呼び寄せ制度

子女または配偶者と別れて、長期に派遣されている専門家の心身の健康管理を促すため、以下の一時呼び寄せ制度を整備しています。



劣悪な医療事情の国では、緊急移送の体制も整えられている

①子女一時呼び寄せ制度

専門家が、勉学のため日本に残留している子女を、学校休暇を利用して任国に一時呼び寄せるもの。

②しょうれい地配偶者一時呼び寄せ制度

生活環境がきわめて劣悪なしょうれい地に単身で赴任している専門家が、日本に居住している配偶者を任地に一時呼び寄せるもの。

健康管理

JICA 本部の専門家健康管理室に医師と看護婦を配置して、専門家やその家族の健康相談に適宜応じるほか、派遣前、派遣中、帰国後の健康診断を実施して、個々の健康状態の把握に努めています。また、派遣中の専門家の健康管理のため、医師と看護婦による健康相談巡回指導チームを各国に派遣しています。

さらに、専門家や家族の海外での健康管理体制を強化するために、専門家等健康管理員（看護婦）を JICA 在外事務所へ派遣しています。1999 年度までに 8 カ国への派遣が認められ、今後も拡大していく予定です。

また、特に医療事情が劣悪な国（1999 年度対象国

は 102 カ国）に派遣された専門家およびその家族が、負傷や病気などにより緊急に設備の整った医療機関への移送・入院が必要となった場合に備えて、緊急移送の体制を整えています。

安全対策

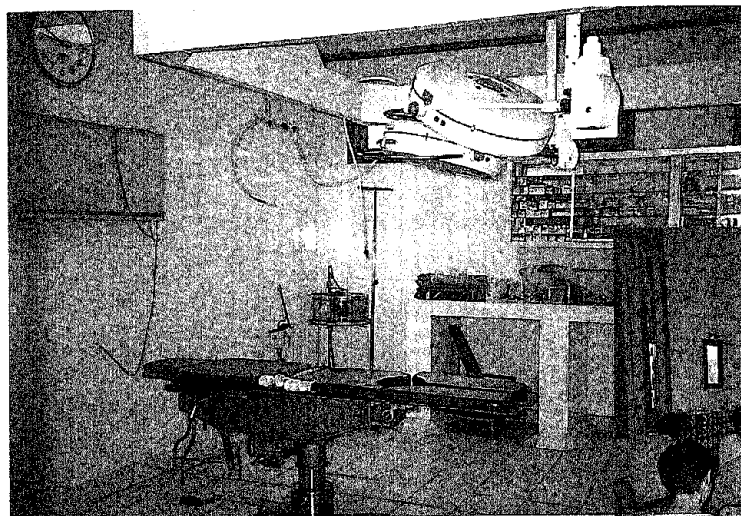
在外事務所を中心に専門家等治安対策連絡協議会を開催し、治安情報を提供、交換するとともに、緊急連絡体制を確立しています。

また、治安上注意が必要な地域については、緊急連絡用通信機器（インマルサット、イリジウム、無線機、携帯電話）の整備、防犯設備の整備、警備員雇用経費を補助しています。

なお、現地では、JICA 関係者に安全対策を指導する安全対策クラークを配置するほか、安全対策巡回指導チームを派遣しています。

災害補償

専門家が派遣期間中に、業務の遂行中や通勤途上に災害にあった場合、国の労働者災害補償保険の適用を受けられるように、労災保険特別加入などの特別の措置が講じられています。



現地の医療事情把握のため視察も行う。専門家とその家族の健康管理のために、しっかりとした対策がとられている



図表 3-21 専門家の待遇・福利厚生制度

給与・手当等	在外諸手当	在勤基本手当
		住居手当
		家族手当
		子女教育手当
		語学手当
		僻地手当
		特別技術手当
		警備員備上費
国内給付	所属先人件費補填	
	国内俸	
福利厚生等諸制度	休暇・他制度	休暇一時帰国
		忌引一時帰国
		学会出席一時帰国
		健康管理旅行
		高地健康管理旅行
		子女一時呼び寄せ
		しょうれい地配偶者一時呼び寄せ
福利厚生・他制度	福利厚生・他制度	赴帰任途上、業務上、通勤途上の災害補償
		共済給付
		生活環境整備
		生活保障制度

*ただし、派遣期間により適用されない場合があります。

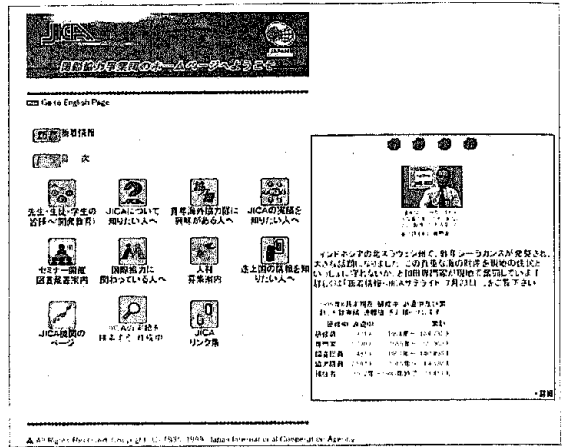
『Expert』誌の発行

派遣専門家の活動現場や体験談などを紹介して、専門家派遣事業への理解を深めてもらうために、年4回、四半期ごとに『Expert』誌を発行・配布しています（なお、『Expert』誌は1999年度より、従来JICAが発行していたいくつかの雑誌と統合され、内容のより充実した新たな情報誌『JICA フロンティア』として生まれ変わることになりました）。

海外共済会

海外共済会は、JICAから派遣される専門家が、海外において病気にかかったり、けがをした場合の療養費、万が一の場合の弔慰金の給付などを行うことにより、専門家の海外での生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設立され、専門家の方々の掛け金とJICAからの負担金により運営されています。海外での業務外の傷病や療養の医療費の給付、弔慰金の給付などの給付事業や、災害見舞金、携行医薬品の配布などの福祉事業、万が一の場合の緊急移送サービスなどの福利厚生事業を行っています（なお、海外共済会は、1999年4月に青年海外協力隊員等共済会と統合され、新たに国際協力共済会が設立されました）。

情報公開と広報



ホームページも活用して積極的に行われる情報公開

事業の概要

情報公開への取り組み

参加型協力事業を実現するためには、ODAならびにJICA事業に対する国民の理解と支持が不可欠です。このため、JICAではできるだけ多くの情報提供や公表を行い、事業の透明化に努めています。

また、特殊法人を対象とした情報公開法が1～2年のうちに成立する見込みであることから、JICA内にタスクフォースを設置して、情報公開法への取り組みを始めています。

JICAが作成する報告書は原則公開です。このため、JICAの作成したプロジェクトの報告書や資料などは、JICA図書館を通じて一般の人も閲覧できるようになっています。個別の情報についても、公開可能なものは広報課の窓口を通して、外部から請求できる体制を整えています。

協力相手国との関係などもあり、従来は公表されていなかった以下の情報についても、事業の透明性を強化するという見地から、関係者と調整の上、公表に努めています。



●JICA図書館

住所：

東京都新宿区市谷本村町10-5
(国際協力総合研修所内)

電話番号：

03-3269-2301 (代)

開館時間：

10:00～18:00

休館日：

土・日・祝日、年末年始、
JICA設立記念日(8月1日)、
館内整理日(毎月末日)

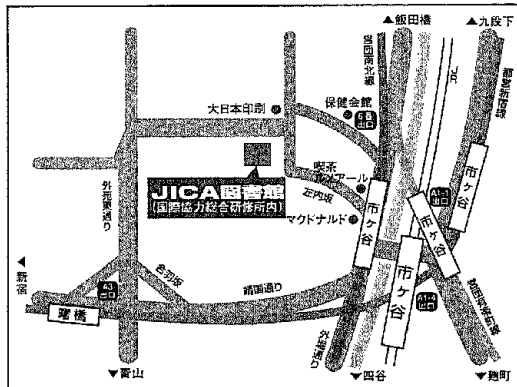
アクセス：

JR中央線市ヶ谷駅から徒歩10分

営団地下鉄有楽町線・南北線市ヶ谷駅6番・A1-1番・4番出口から徒歩10分

都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅A1-1番・4番出口から徒歩10分

都営地下鉄新宿線曙橋駅A3番出口から徒歩12分



図表3-22 ホームページで閲覧可能なJICA情報一覧

- 目次
初めてJICAホームページを見る人が、どんな内容があるか概観できるページ。
- 新着情報
その時々JICA事業のホットな動きを掲載するページ。特にホットな話題は、トップページのお知らせ欄に要約を掲載。
・今月の顔：職員、国内機関、在外事務所それぞれのホットな話題を毎日更新。
・国際緊急援助隊：派遣中の国際緊急援助隊の活動概要を随時掲載。
・その他：【JICAサテライト】など。
- 先生・生徒・学生の皆様へ（開発教育）
中学生・高校生エッセイコンテスト、大学生論文コンテスト、および国際協力フォトコンテストの募集・入賞作品、中学校・高校教師海外研修募集情報、開発教育支援資料（『国際協力』誌）などが閲覧できるページ。
- JICAについて知りたい人
JICAという組織がどんな事業を行っているか概観できるページ。
- 青年海外協力隊に興味がある人へ
協力隊事業概要とともに、募集情報を随時掲載。
- JICAの実績を知りたい人へ
JICA事業の実績（地球規模の課題別実績、事業団年報、事業評価報告書など）資料とともに国別事業情報をリアルタイムで掲載予定。
- セミナー開催・図書館蔵書案内
主に本部関係部署主催のセミナー（国際協力総合研修所など）への参加募集情報、「サーモンキャンペーン」講師派遣依頼募集、図書館検索などを掲載。
- 国際協力にかかわっている人へ
国際協力に関わる専門家、協力隊員、国際協力関係有識者など向けに、国別・分野別援助研究報告書、国際協力研究誌、技術移転情報カタログを掲載するとともに、案件にかかわるコンサルタント、業者など向けに調達情報を掲載。
- 人材募集案内
職員募集、専門家公募、シニア海外ボランティアなどの情報を掲載。
- 途上国の情報を知りたい人へ
国別生活情報（任国情報）を掲載。
- JICAの実績を検索する
ある特定事項（たとえば、タイの環境分野の専門家、医療分野の北海道出身の協力隊員など）について知りたい人向けに検索のページを掲載予定。
- JICA機関のページ
国内機関などのトップページへのリンク集。
- JICAリンク集
JICA以外の国際協力関連団体のトップページリンク集。
- ◆JICAホームページアドレス
<http://www.jica.go.jp/>

(1) 機材調達情報

①一般競争案件公告

案件名、主要調達機材、参加資格、入札日

②入札結果

案件名、入札日、応札業者、応札価格、落札業者、落札金額

(2) 無償資金協力の入札情報（実施機関、入札参加者、落札者、落札金額）

(3) 事業評価報告書

また、任意の情報の開示と提供は、従来積極的に実施しており、プロジェクト・調査団派遣に関する情報などは、JICA発行各種広報誌、年報、雑誌などで容易に入手できるようになっています。

JICA図書館の一般公開と情報提供

JICA図書館には、JICAが作成した各種報告書や調査団の収集資料、開発途上国の地図、国際機関発行の援助資料をはじめ開発途上国関係の資料が約13万6000点所蔵され、1977年から一般公開されています。また、パソコン検索システムも導入されています。1998年度は1日平均73人が来館しています。

インターネットの活用による情報公開

JICAによるインターネット・ホームページでの情報公開・広報に関する取り組みは、1995年、派遣専門家への情報提供を主な目的とした国際協力総合研修所のホームページ開設を契機に、1996年にそれを発展させたJICAとしてのホームページを開設したことに始まります。

近年、JICAの日本語版・英語版ホームページで閲覧できる情報は、一般ユーザーからの幅広い要望に応え、年々その範囲を拡大してきています。また、1999年3月には、JICA日本語版ホームページをより魅力的なものとするため、大幅な刷新を行いました。1999年8月現在の日本語版での公開情報（主な項目）は図表3-22のとおりです。

今後は、これまでの内容に加え、JICAが実施する案件の概要、協力実績などを国別・分野別の検索機

能をつけて随時提供する予定です。

また、将来的には、英語版ホームページの充実に加え、現場からのさらなる発信力強化のため、各国内機関、在外事務所なども独自のホームページを新設する予定です。

広報活動

停滞する国内経済や厳しい財政状況のもと、ODA

に対する国民の目はいつそう厳しくなってきました。このようななか、JICAとしてもODA広報の一翼を担うという観点から、援助事業を広く国内外に知らせ、正しい理解と広範な支持を得るために各種広報活動を行っています。

具体的には、マスコミなどへの積極的な事業情報の提供に努力するとともに、各種刊行物の発行、イベントの開催などさまざまなチャンネルでの広報を推進しています。

①マスコミへの働きかけ

国内のマスコミ関係者や有識者には、積極的な情報提供を盛り込んだ『JICA サテライト』を送付するとともに、年に数回、国内のマスコミ関係者や学識経験者などを途上国の事業実施現場に派遣し、国際協力への理解を深めてもらうよう努めています。この結果、1998年度には全国紙で毎日約1件のペース、地方紙で約14件のペースでJICA関連記事が掲載され、その頻度は毎年増加傾向にあります。

②刊行物、各種広報資料の作成

国内の一般市民向けには、月刊広報誌の『国際協力』『クロスロード』を刊行するとともに、JICA事業関係者に対しては定期的に『Expert』『国際緊急援助』などを刊行しJICA事業に対する支援の輪を広げています（なお、『Expert』『国際緊急援助』は1999年度より、従来JICAが発行していたいくつかの雑誌と統合され、内容のより充実した新たな情報誌『JICA フロンティア』として生まれ変わることになりました）。さらに、「よりわかりやすい広報」の視点から、事業紹介ビデオ、写真パネル、パンフレットなどの制作も随時行っています。

また、国際協力事業に携わる研究者、現地で活躍する日本人専門家の活動の発表の場として『国際協力研究』を年2回、英文誌『Technology and Development』を年1回発行しています。

③イベントの開催

国際協力を広く一般に広報するイベントとしては、10月6日の「国際協力の日」を中心に、各地方支部・センターが地方自治体や関係団体と協力し、

全国各地で国際協力キャンペーン（講演会、セミナー、ビデオ上映会、パネル展など）を実施したほか、通年で、一般市民を対象に国際協力市民講座を開催し、地方との連携を強化するとともに、地方の国際化推進にも貢献しています。

また、1998年度には外務省、海外経済協力基金（OECF）、国際協力推進協会（APIC）などとの共催により、東京都中央区の日比谷公園で国際協力フェスティバルを開催しました。NGOとの連携も強化され、NGO 93団体を含む180以上の団体が参加し、2日間で16万5000人を超える市民が会場を訪れ、途上国の実情や国際協力の活動状況にふれてもらう絶好の機会となりました。

④海外広報

海外での広報事業についても、JICA在外事務所を中心に活発に活動しています。1998年度は先進国事務所も含め過去最高の40事務所で開催、シンポジウム、パンフレット・ビデオ作成、現地プレスツアーなどを実施し、その活動は年々活発化しています。さらに海外に向けての情報発信の強化を図るため、『JICA Network』を英語、スペイン語、フランス語で定期的に発行しています。

開発教育支援事業

「21世紀に向けてのODA改革懇談会」の最終報告でも述べられているとおり、地球的規模の問題に関心を持ち、国際協力の重要性を理解するための基礎は開発教育にあることが指摘されています。JICAは国際協力の仕事を通じて得た情報や視聴覚資料、さらに青年海外協力隊や専門家などの人的ネットワークを活用して、ターゲットごとにさまざまな開発教育支援事業を行っています。

例年、開発途上国や国際協力をテーマとした全国の中学生、高校生を対象としたエッセイコンテスト、また大学生を対象とした論文コンテストを実施していますが、1998年度は総数約2万5000人の生徒・学生の参加があり、国際協力について考える機会を広く提供しました。優秀者にはアジア、アフリカ、

南米への研修旅行を用意し、国際協力の現場で活躍する専門家や協力隊員を訪問してもらい、JICA事業に対する理解を深めてもらいました。

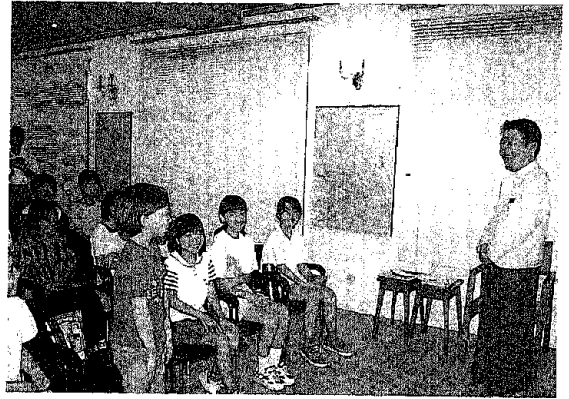
また、開発途上国の諸問題や国際協力に関心を持ち、授業やクラブ活動などで開発教育を実践・研究している中学校・高校の教員を対象に、開発途上国への研修プログラムを実施し、総数58人をアジア、アフリカ、南米などへ派遣しました。

日本国内にあるJICA国際センターでは、高校生、教員を対象とした高校生国際協力実体験プログラムを実施し、参加者約250人（うち教員50人）が、研修員との交流や帰国専門家、協力隊員の講義などを通じて国際協力について理解を深めました。また、北海道国際センター（帯広）や中国国際センターなどで開発教育をテーマとしたセミナー、講演会を実施しました。さらに、青年海外協力隊訓練所では地域の生徒に協力隊活動を理解してもらうため、体験入隊プログラムを実施しました。

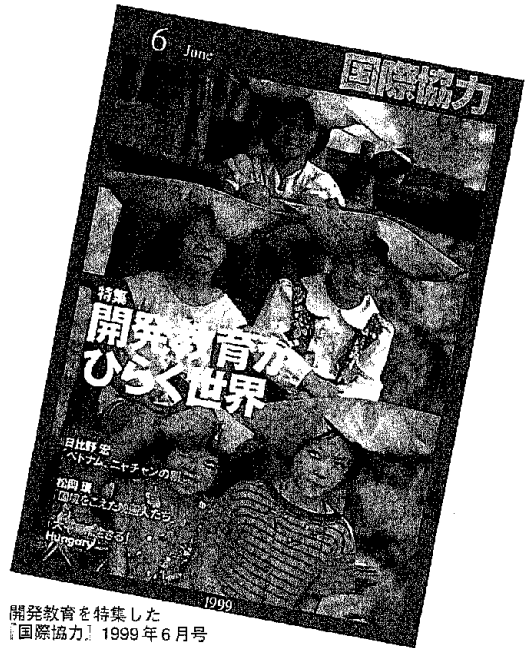
そのほか1998年度後半から、講師出前講座（サーモンキャンペーン）を実施し、全国のJICA支部・センターを窓口として教育現場にJICA職員、青年海外協力隊経験者、専門家経験者などを派遣して、全国的な開発教育支援を開始しました。

また、JICAをはじめとしたODA関連機関がお互いに協調、協力しながら、現場の教員をはじめ開発教育を実践する人たちを支援するためにはどうしたらよいかを考えようと、「開発教育支援のあり方」について、調査研究を実施しました。この調査ではまず、5000人規模の学校の教育現場（小学校、中学校、高校、大学）へのアンケート調査を実施しました。そしてこれらの実態調査で浮き彫りになった開発教育の普及、情報提供、人材育成、教材整備、資金提供、ネットワーク構築といったニーズに対し、それぞれの関係機関が今後3年間かけてそのニーズを満たすためのアクションプランを策定しました。

今後は、JICA国内機関を活用して、開発教育普及のための地域拠点の整備や開発教育教材の制作などに着手する予定です。



日本人学校の子どもたちを招いて開発教育を行うJICAミャンマー事務所長



開発教育を特集した『国際協力』1999年6月号



中高校生向けの開発教育のテキスト『いま私たちにできること』（JICA発行）

